

福島市地域振興施設道の駅の行政視察の受入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市地域振興施設道の駅に関する行政視察（以下「視察」という。）を受け入れる際の手続等に関し、必要な事項を定める。

(事務分担)

第2条 視察の受付に関する事務は、視察の実施を希望する者（以下「視察者」という。）が属する視察希望団体（以下「団体」という。）に応じて、観光交流推進室または議会事務局議事調査課（以下「担当課」という。）において行う。

2 視察の対応及びこれに伴う費用の徴収に関する事務は、観光交流推進室において行う。

(視察費用)

第3条 視察の対応に要する人件費及び資料代等の費用は、視察者1人当たり2,000円とする。

2 団体は、前項に規定する費用について、観光交流推進室が発行する納入通知書により納付するものとする。

3 費用は前納とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(申請)

第4条 団体は、視察日程等につき事前に調整した上で、福島市地域振興施設道の駅行政視察申請書（様式第1号）を担当課に提出するものとする。

(受付)

第5条 観光交流推進室は、前条の規定による申請を受け付けたときは、視察の受入及びその費用等について、福島市地域振興施設道の駅行政視察受入決定通知書（様式第2号）により団体に通知する。

2 前項により視察受入を通知した後は、視察の中止または視察者数の減に伴う費用の減額及び返還は行わない。ただし、天災等の真にやむを得ない事由または本市の責めに帰すべき事由により視察を実施しない場合は、この限りでない。

(費用の免除)

第6条 次の各号に掲げる視察者については、第3条に規定する費用を免除することができる。

(1) 視察の行程において市内の宿泊施設に宿泊する者

(2) 学生等（学校教育法第1条に規定する学校に在籍する児童生徒及び学生、第124条に規定する専修学校または第134条に規定する各種学校に在籍する者）

(3) その他市長が必要と認める者

2 前項第1号に規定する者が費用の免除を希望する場合は、市内宿泊施設宿泊者名簿（様式第3号）を担当課に提出するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、視察の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。